

加須市障がい者施策推進懇話会設置要綱

(平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁)

(設置)

第 1 条 加須市障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関する事項を総合的に検討し、もって、本市における障がい者に関する施策の推進を図るため、加須市障がい者施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 計画の推進に関すること。
- (4) その他計画の策定、推進等に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間団体等の代表者

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の委員以外の者を会議に出席させ説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。